



福島医発第3377号(地)

平成31年3月29日

各医師会長 殿

福島県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通して別添のとおり連絡がありました。

本通知は、死体解剖保存法第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定については、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正について」

(平成29年12月11日付け福島医発第2293号)の別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行ってきたところ、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令が平成30年12月11日に公布され、同日施行されたことを周知するものです。

本改正の内容は、すなわち、

1. 死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「施行規則」という。)に規定する第4号書式(死体解剖資格認定申請書)について、形式的な改正を行ったこと、
2. 施行規則に規定する第5号書式(解剖経験証明書)の「四人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項」の欄を削除するとともに、その他形式的な改正を行ったこと、
3. 施行規則に規定する様式第5号の2書式(履歴書)の「三解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加し、その他形式的な改正を行ったこと、

というものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

日医発第1225号(法安147)

平成31年3月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について

日頃は本会会務に格段のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会に対し標記の通知がなされ、その周知方依頼がありました。

本通知は、死体解剖保存法第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定については、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正について」（平成29年11月16日付け医政発第1116第4号）の別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行ってきたところ、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令が平成30年12月11日に公布され、同日施行されたことを周知するものです。

本改正の内容は、すなわち、

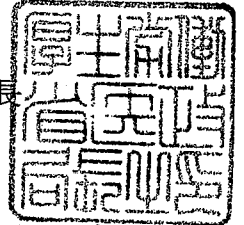
1. 死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「施行規則」という。）に規定する第4号書式（死体解剖資格認定申請書）について、形式的な改正を行ったこと、
 2. 施行規則に規定する第5号書式（解剖経験証明書）の「四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項」の欄を削除するとともに、その他形式的な改正を行ったこと、
 3. 施行規則に規定する様式第5号の2書式（履歴書）の「三 解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加し、その他形式的な改正を行ったこと、
- というものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方にご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

医政発 1226 第 9 号
平成 30 年 12 月 26 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正について」（平成 29 年 11 月 16 日付け医政発 1116 第 4 号）の別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行ってきたところですが、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 141 号）が、平成 30 年 12 月 11 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、会員等に対する周知をお願いいたします。

記

第一 死体解剖保存法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号。以下「施行規則」という。）に規定する第 4 号書式（死体解剖資格認定申請書）の一部改正
形式的な改正を行ったこと。

第二 施行規則に規定する第 5 号書式（解剖経験証明書）の一部改正

「四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項」の欄を削除するとともに、その他形式的な改正を行ったこと。

第三 施行規則に規定する様式第 5 号の 2 書式（履歴書）の一部改正

「三 解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加したこと。その他形式的な改正を行ったこと。

以上

(参考)

- 別添 1 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 141 号）
- 別添 2 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

別添 1

○厚生労働省令第四百十一号

死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第七条の規定に基づき、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令

死体解剖保存法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名
年月日生

- 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号
 - 二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医の別）
 - 三 主として解剖を行おうとする場所
 - 四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）
- 右により資格を認定されたい。
- 年月日

収入

印紙

氏名
名印

厚生労働大臣 殿

（注意）氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖経験証明書

氏名
年月日生

一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設

改正前

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名
年月日生

- 一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号
 - 二 主として行おうとする解剖の種類（病理、系統、法医の別）
 - 三 主として解剖を行おうとする場所
 - 四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）
- 右により資格を認定されたい。
- 年月日

収入

印紙

氏名
名印

厚生労働大臣 殿

（注意）氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖経験証明書

氏名
年月日生

一 人体解剖に関連ある研究業務に従事した学校若しくは病院又

の名称

二 右の施設において解剖業務に従事した年数

三 右期間中に解剖業務に従事した死体件数
(削る)

右の通り相違ないことを証明する。

年月日

〇〇大学(病院) 〇〇教室(研究室) 主任 氏 名[㊤]
右証明する。
年月日

〇〇大学(病院) 長 氏 名[㊤]

第五号の二書式

履歴書

(ふりがな)

氏名

現住所

年月日生

一 学歴

年	月	日	学校名、学部名	入学、卒業
---	---	---	---------	-------

二 職歴

自	年	月	日	施設名	所属	職名	備考
至	年	月	日				

三 解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自年月日 至年月日	剖検数	解剖の種類	指導者氏名
-----	---------------	--------------	-----	-------	-------

はその他の施設の名称

二 右の施設において当該研究業務に従事した年数

三 右期間中に解剖又は解剖補助の業務に従事した死体件数
四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については

右各項に準ずる事項

右の通り相違ないことを証明する。

年月日

〇〇大学(病院) 〇〇教室(研究室) 主任 氏 名[㊤]
右証明する。
年月日

〇〇大学(病院) 長 氏 名[㊤]

第五号の二書式

履歴書

(ふりがな)

氏名

現住所

年月日生

一 学歴

年	月	日	学校名、学部名	入学、卒業
---	---	---	---------	-------

二 職歴

自	年	月	日	施設名	専門の科名	職名	備考
至	年	月	日				

三 解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自年月日 至年月日	自ら主として行つた剖検数	解剖の種類	解剖補助をした件数	指導者氏名
-----	---------------	--------------	--------------	-------	-----------	-------

四 指導者の略歴

(注意)

1 二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

(削る)

2 四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

四 指導者の略歴

(注意)

1 二の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において専門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内科等。「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

2 三の解剖歴中「解剖の種類」には、局所解剖の場合は、その部位を記載すること。

3 四の「指導者の略歴」には、大学教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その番号を記載すればよい。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（傍線部分は改正部分）

改正後

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年 月 日生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医の別）

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を申請されたい。

年 月 日

収入
印紙

氏名

（印）

厚生労働大臣

殿

（注意） 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

改正前

第四号書式

死体解剖資格認定申請書

住所

氏名

年 月 日生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類（病理、系統、法医の別）

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を申請されたい。

年 月 日

収入
印紙

氏名

（印）

厚生労働大臣

殿

（注意） 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

改正後

第五号書式

解剖経験証明書

氏名

年 月 日生

一 尸体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称

二 右の施設において解剖業務に従事した年数

三 右期間中に解剖業務に従事した死体件数

(削除)

右の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

大学(病院) 教室(研究室) 主任 氏名

(印)

右証明する。

年 月 日

大学(病院) 長

氏名

(印)

改正前

第五号書式

解剖経験証明書

氏名

年 月 日生

一 人体解剖に関連ある研究業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称

二 右の施設において当該研究業務に従事した年数

三 右期間中に解剖又は解剖補助の業務に従事した死体件数

四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項

右の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

大学(病院) 教室(研究室) 主任 氏名

(印)

右証明する。

年 月 日

大学(病院) 長

氏名

(印)

改正後

第五号の二書式

履 歴 書

(ふりがな)
氏 名

現 住 所

年 月 日生

一 学 歴

年 月 日	学 校 名、学 部 名	入 学、卒 業

二 職 歴

自 年 月 日 至 年 月 日	施 設 名	所 属	職 名	備 考

三 解剖歴

施設名	その施設一 年間の平均 剖検数	自 年 月 日 至 年 月 日	剖検数	解剖の種類	指導者氏名

四 指導者の略歴

--

(注意)

1 二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。

「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

(削除)

2 四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

改正前

第五号の二書式

履 歴 書

(ふりがな)
氏 名

現 住 所

年 月 日生

一 学 歴

年 月 日	学 校 名、学 部 名	入 学、卒 業

二 職 歴

自 年 月 日 至 年 月 日	施 設 名	専門の科名	職 名	備 考

三 解剖歴

施設名	その施設一 年間の平均 剖検数	自 年 月 日 至 年 月 日	自ら主として 行った剖検数	解剖の種類	解剖補助をした件数	指導者氏名

四 指導者の略歴

--

(注意)

1 二の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において専門として研究又は従事している科名。例えば病理、外科、内科等。

「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

2 三の解剖歴中「解剖の種類」には、局所解剖の場合は、その部位を記載すること。

3 四の「指導者の略歴」には、大学教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その番号を記載すればよい。